

第 31 期
東京都青少年問題協議会
第 2 回専門部会
(若者支援部会)

平成 29 年 9 月 5 日 (火)

都庁第一本庁舎 25 階

「115 会議室」

○重成青少年課長 お待たせいたしました。ただいまから東京都青少年問題協議会第2回専門部会（若者支援部会）を開催いたします。

本専門部会は、委員の半数以上の出席をもって開催することとしております。本日、ご出席いただいております委員の方は6名となっておりまして、必要な定足数に達しておりますことをご報告いたします。

また、本専門部会は原則公開となっております。議事録につきましても同様の取り扱いとなりますので、ご承知おきください。

次に、本日の資料の確認いたします。

お配りしたものは、次第の次に、資料1といたしまして、「社会的自立に困難を有する若者に関する状況について」、資料2といたしまして、「再犯の防止等の推進に関する法律の概要」、ご講演をいただく資料といたしまして資料3から5、最後に部会名簿を添付してございます。その他参考資料といたしまして、カリヨン子どもセンターのパンフレット、10周年記念誌、東京都就労支援事業者機構のパンフレットなどを配付してございます。

続きまして、前回の第1回専門部会ご欠席の岡田貴子委員から、改めて自己紹介をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○岡田委員 皆様、おはようございます。公募委員の岡田貴子でございます。私は、仕事で塾の経営をしております。その一方で、子育て支援のボランティアをしています。仕事とその活動の中で、さまざまなお母様方にお目にかかることがあります。その経験を活かして、時にはお母様目線、時には地域住民の一人として、意見あるいは疑問点などを発信できたらいいなと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○重成青少年課長 なお、土井隆義委員につきましては、ご欠席の連絡を受けてございます。

本日は、講師といたしまして、豊島区保護司会の山元俊一様にお越しいただきありがとうございます。

また、本日は部会のオブザーバーといたしまして、福祉保健局総務部企画政策課長、齋藤善照様の代理といたしまして企画政策課統括課長代理の加藤修様。

教育庁指導部指導企画課長、建部豊様。

産業労働局雇用就業部若年者就業推進担当課長、小澤力様。

警視庁生活安全部少年育成課長の代理といたしまして、少年相談担当課長代理の藤井貢様。

東京保護観察所首席保護観察官の水澤弘行様。

同じく、東京保護観察所民間活動支援専門官、杉本浩起様。

青少年・治安対策本部総合対策部安全・安心まちづくり課長、濱村竜一様。

豊島区子ども家庭部子ども課長、副島由理様。

にもお出でいただいております。

それでは、ここで8月に着任いたしました青少年・治安対策本部の大澤本部長よりご挨拶を頂戴いたします。

○大澤青少年・治安対策本部長 青少年・治安対策本部長の大澤でございます。8月に前任の廣田と交代いたしました。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

本日は、お忙しい中、第2回の若者支援部会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

皆様ご承知のように、本部会、第1回の総会のほうで付託されました「ひきこもり、ニート、非行等の社会的自立に困難を有する若者に対する相談支援における課題と対応について」を課題といたしまして、ご審議をいただいております。今回の専門部会からは、非行、ひきこもり等困難を有する若者の状況ごとに具体的な検討ということをお願いしたいと考えております。

ご承知のように、若者をめぐる環境は大きく変化しております。自立に際し、困難に直面しておる若者も多く見られるところであります。こうした若者たちを受けとめて、適切な支援を行うことを目的といたしまして、東京都若者総合相談センター「若ナビα」を開設をしたところでございます。こうした「若ナビα」をはじめといたしまして、若者支援の一層の推進ということを図りまして、未来を担う人材であります全ての若者の成長を支援することにより、誰もがいきいきと活躍できる社会の実現に取り組んでまいりたいと、私どもは考えております。

本日、古賀部会長をはじめ、委員の皆様方には、本部会において、それぞれの専門分野のご知見等を踏まえてご意見を賜り、それを受けて、今後の都の施策展開に活かしてまいりたいと考えております。

簡単ではございますが、以上で私のご挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願ひいたします

○重成青少年課長 それでは、その後の進行につきましては、古賀部会長へお願ひいたしたい

と存じます。古賀先生、よろしくお願いいたします。

○古賀部会長 古賀でございます。改めて専門部会長を仰せつかっております。よろしくお願いいたします。

円滑にそしてまた実りある議論の進行を皆様をお願いいたしまして、進めていきたいと思っております。

それでは、次第に従いまして進めさせていただきます。

次第2、「社会的自立に困難を有する若者に関する状況について」ということで、まず事務局のほうからご説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○西村若年者対策担当課長 それでは、事務局を務めております青少年・治安対策本部若年者対策担当課長の西村と申します。よろしくお願いいたします。

それでは、私のほうから、資料1に基づきまして、社会的自立に困難を有する若者に関する状況についてご説明をいたします。

それでは、まず1ページ目をご覧ください。

1の都内の15歳から34歳の人口についてです。

こちらをご覧くださいますと、ここ5年程度は横ばいで320万人程度ということになっております。全年齢に占める割合は24%弱ということになります。今後の人口予測のほうも出ておりますが、こちらを見ますと、今後は減少傾向となりまして、20年ほど後には240万人程度、割合も20%弱となる見込みになっております。

少子化に伴いまして、若者の人口は今後減少傾向となりますので、社会を支えていく若者一人一人の活躍が非常に重要であり、未来を担う人材である若者の自立支援の充実を図っていく必要があると考えております。

1枚おめくりください。

続きまして、2から4のグラフにつきましては、非行少年に関するデータになっております。

2は刑法犯少年（犯罪少年）の再犯者等の推移になっております。

ご覧いただきますと、初犯者数、再犯者数ともに減少しておりますが、再犯者率は約3割となっております。増加傾向でございます。

続きまして、3の刑法犯少年の検挙・補導人員（年齢別）です。

検挙・補導人員は、全体として減少傾向にありますが、平成28年は前年に比べて、18歳

の少年のみが少し増加しているという状況です。

続きまして、4の刑法犯成人、少年別人口比の推移です。

成人、少年ともに減少傾向にあります。しかし、犯罪少年の同年齢層の人口比につきましては、平成28年で見ましても、成人の人口比の約2.4倍で、高い状況になっております。

続きまして、5と6につきましては、ひきこもりに関するデータです。

5は、ひきこもりに関する国の調査ですが、内閣府の推計数では、広義のひきこもりの状態にある方が54万1千人、割合としては1.57%です。

厚生労働省の推計数になりますが、ひきこもり状態にある子供のいる世帯は約26万世帯ということで、割合は0.56%となっております。

それでは、1枚おめくりください。

続きまして、6の東京都ひきこもりの推計人数です。

平成19年度に都が実施しました調査では、ひきこもりの若者の出現率は0.72%、都内の15歳から34歳の人口にこれに乗じますと、約2万5,000人ということで推計をしております。

続きまして、7から9につきましては、高校における長期欠席や中途退学者に関するデータとなっております。

7の公立高校の場合、長期欠席者につきましては、27年度は少し増加しておりますが、過去3年で見ますと、人数・割合ともに横ばい傾向にありまして、中途退学者につきましては、過去3年、人数・割合ともに減少しております。

次の8の私立学校の場合ですけれども、こちらも同様に、長期欠席者数は27年度は少し増加しておりますが、過去3年で見ますと横ばい程度ということで、中途退学者数につきましても、過去3年、減少しております。

長期欠席の主な理由としましては、公立・私立ともに不登校が最も多くなっております。中途退学者につきましては、公立・私立ともに減少傾向にありますけれども、平成27年度で見ますと、合計で3,700人余の中途退学者がいるということになっております。

次の、9は都立高校中途退学者の進路状況です。

就職や学校等への編・再入学が、全体の7割程度です。また、通学や就職等をせず何もしない者、こちらの方を含みますその他につきましては、約3割ということになっております。このような若者につきましては、学校や職場等、社会との繋がりが切れまして、支援

機関に繋がるのが難しい可能性があるということになっております。

続きまして、10の若年無業者数・構成比の推移です。

東京都の若年無業者につきましては、6.3万人ということで、15歳から34歳人口に占める構成比は、1.9%ということで、全国に比べまして少し低い状態になっております。

次は、11の完全失業率の推移ですが、雇用情勢は改善傾向にありまして、東京・全国ともに、完全失業率はここ6年低下しております。平成28年の東京の失業率は3.2%ということで、全国と同水準になっております。

それでは、次の12の都内区市町村における子ども・若者支援体制整備状況です。

こちらのほうは、子ども・若者計画の策定が8自治体、子ども・若者支援地域協議会は4自治体が設置をしております。あと、子ども・若者総合相談センターは3自治体が開設しているということになっております。

東京都の状況ですけれども、計画策定は平成27年度、協議会が25年度、相談センターは東京都若者総合相談センター「若ナビα」を今年度開設をしております。

続きまして、13の東京都の相談機関への相談状況になりますが、それぞれの相談事業の過去3年の実績は、記載のとおりとなっております。

リーフレットをお配りしておりますけれども、今年度、東京都若者総合相談「若ナビ」と非行少年等立ち直り支援ワンストップセンター「ぴあすぽ」を統合し、東京都若者総合相談センター「若ナビα」を開設しまして、相談機能の充実を図っております。詳細はまたリーフレットをご覧くださいと思いますが、従来の電話相談、メール相談に加えまして、新たに7月から来所相談を開始しまして、確実な見立てを行うことにより、適切な支援につなげまして、若者の自立を後押ししていきたいと考えております。

私の説明は以上となります。

○古賀部会長 どうもありがとうございました。

今日議論になります非行をはじめとする基本的なデータと、それから後段でご議論いただくとお思いますけれども、いろいろな相談窓口を中心にしたネットワークの基礎情報を提示していただきました。

まず、このご説明に関して、ご質問、ご意見、何でも結構ですが言っていただければと思いますが、いかがでしょうか。

○坪井委員 ありがとうございます。データの4番の刑法犯成人、少年別人口比の推移という

ことで、少年のほうに2.4倍になっているという数字が出ていて、これ自体はそうなのですが、少年の犯罪の内訳を、ここにいらっしゃる方は皆さんもうお分かりと思うんですが、都民の方は、ここだけ見ると、子供のほうが凶悪なんだみたいに思ってしまうので、本当に万引き、窃盗とかがほとんどなんだと、そういうことをちょっと一言入れておいていただくと、子供に対する見方が変わるかなと思いましたので、よろしくをお願いします。

○古賀部会長 大丈夫でしょうか。

○西村若年者対策担当課長 わかりました。

○古賀部会長 内訳の構成比というのは、意外に余り変わっていないかなと、全国のものを見てもですね。今もお話がありましたけど、いわゆる初発型非行と呼ばれているような程度のものが、全体の多くの比重を占めていることはもうずっと一貫していますので。ただ、例えば「オレオレ詐欺」のような新しいタイプの補導内容というか非行内容が入っていることも事実かと思います。その辺も注目していく必要があるかなというふうに思いますが。

よろしいですか。今のことはこの後にもまた関連してきますが。

○重成青少年課長 それでは、資料2のほうも合わせてご説明したいと思います。

資料2の再犯の防止等の推進に関する法律概要という紙をご覧ください。こちらは、最近の動向として、今日ご紹介させていただくという趣旨でございます。

昨年12月中頃に、国のほうで、再犯の防止等の推進に関する法律というのが議員立法として成立いたしました。

この目的が第1条に書いてございます。国民の理解と協力を得つつ、犯罪をした者等の円滑な社会復帰を促進すること等による再犯の防止等が犯罪対策において重要であることに鑑み、再犯の防止等に関する施策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯の防止等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。というような内容の法律になってございます。

特に、この法律おきまして強調すべき点につきましては、第4条をご覧ください。

ここに、国等の責務ということを書いてございます。特に、国は再犯の防止等に関する施策を総合的に策定・実施する責務ということでございますが、この2項のところ、地方公共団体は、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の状況に応じ

た施策を策定・実施する責務というところが明記されてございます。

これまで、再犯の防止につきましては、国の更生保護という面が非常に強くあった分野でございますが、この法律におきまして、地方公共団体の責務というところも明記されたというところが目新しい点かと思えます。

また、裏をご覧ください。

第7条と第8条がございまして。第7条で、再犯防止推進計画というのを政府は作成するというところでございまして。また、第8条で、都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画（国の計画）を勘案して、地方再犯防止推進計画を定める努力義務を負うというところでございまして。

また、11番の基本的施策というところで、国の施策が挙げられておりまして、また、第24条に、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じ、上記の施策を講ずる努力義務を負うというのが、地方公共団体に課されたというところでございまして。

この点を踏まえて、地方公共団体としてもこれから施策を考えていく必要があるということでございます。

ご紹介でございました。

○古賀部会長 続けてどうもありがとうございました。

こちらのほうについても、またご質問、ご意見があればいかがでしょうか。

今までは、どちらかというところ、防止啓発のほうにウエートが置かれてきたんですが、今のお話では、再犯をさせないという方向へ向かっていまして、これは大きな流れの変化ではないと思われませんが、いかがですか。

もしよろしければ、続けて関連のご発表をいただきますので、また、この点についてもご質問いただければと思っております。

それでは、続きまして、次第3の講演に移りたいと思います。

まずは、「困難を有する若者の自立支援における地域連携の実態と課題」というタイトルでもって、坪井委員から、資料3に基づいてお話をいただきます。

この坪井先生のお話の後に、質疑の時間をとりますので、またそこでいろいろご質問、ご意見を出していただければと思っております。

では、坪井先生、お願いいたします。

○坪井委員 改めまして、おはようございます。社会福祉法人カリヨン子どもセンターで理事をしております弁護士の坪井と申します。

今日は、こうした貴重な機会を与えていただきまして、本当にありがとうございます。ただ、私がお話をしようと思っていることは、恐らくここにいらっしゃる皆様がもう先刻ご承知、胸の中にいっぱい燃えているものというふうに思っております。それをただ現場にいる者として改めて言葉にして、提案申し上げたいということです。先ほどの新しく出来た法律の理念とも合致することだと思えます。ですが、これを機会に、理念だけにとどまらずに、現場でこのことをきちんと本当に実践していこう、つくり上げていこうという思いを共有したいなというふうに思っております。

お手元に資料として、カリヨン子どもセンターのリーフレットと、それから「響きあいの10年」という記念誌をお手元に置いております。これは、資料として使わせていただきますので、リーフレットの1枚以降、めくって中をあけていただくことと、それから記念誌のほうは27ページ以降を開いておいていただくと、ありがたく思います。

第1回目のときにもご説明をしましたので、簡単にカリヨン子どもセンターの活動についてはご説明をしておきたいというふうに思っております。

社会福祉法人になっておりますが、2004年の段階ではNPO法人カリヨン子どもセンターとして始まった団体です。

目的としましては、子供の権利保障を基軸とした、多機関、たくさんの機関の連携による子ども支援ということが目的でございました。そして、これまでの支援の中の枠組みと少し違おうとすれば、一人一人の子供たちに担当弁護士を選任するという形で、子供本人の意見をきちっと代弁をするということが支援の基軸にするということでございます。

それから、子供の住む場所を提供するんだけど、子供の住む場所だけでは到底子供は生きていけないということで、そこを中心としまして、児童相談所、家庭裁判所、保護観察所、それから子供に必要な医療、心理、雇用、教育などをつかさどっていらっしゃるたくさんの機関との連携を図りながら、一人の子供を支援していくという、そういう仕組みをつくったわけです。

私たちは、そのことを、子供を真ん中にした多機関のスクラム連携という言葉で表現をしておりますが、まず子供が真ん中。しかし、一人じゃとてもではないけど子供は支援できない。一つの機関ではとてもじゃないけどできない。たくさんの機関がスクラムを組む。

スクラムを組むことの意味には、私たちは二つの意味があると思っております、一つは、たくさんの機関がつながるという意味はもちろんあります。多機関がつながるというのは、

多機関連携というのは言葉であちこちで言われているんですが、そこにスクラムと入れたのは、手と手をつないだぐらいでは、機関と機関が切れしまうからという実感なんです。ここまではうちの機関がやるけどここから先は知らないよ、お宅でやってよ。そうすると、受け取ったほうは、いや、ここはうちではないからということがあると、その機関と機関の狭間に子供が落ちてしまう。これが現場でしょっちゅう起きていた。もう子供を間に落とさないというためには、機関と機関がスクラムを組んで間に落とさないよという、そういう覚悟が必要ではないかと。そうでないとやれないよねという思いが、初めからあったというよりも、やっていくうちに強い思いになって、多機関のスクラム連携、これがなければ子供を救えないというのが実感になったわけです。

しかも、機関だけが頑張ってもだめで、子供が真ん中にいなくて、当事者本人が真ん中にいて、きちっとその意見を聞いて代弁できる人がいるという、そのシステムがなければ、子供たちが生きていく道が見つからないという。それを子供を真ん中にした多機関のスクラム連携という言葉で表現するようになったわけです。

そのときに、具体的な現場で言いますとケース会議というのをすごく重視するんですが、必ず子供が入ります。子供と一緒に入り、弁護士がいて、スタッフがいて、児童相談所がいたり、お医者さんがいたり、いろんな方が入るわけですが、その子供、子供に応じたケース会議を開きますが、必ず子供と一緒にいる。

カリヨン子どもセンターが、そもそも十代後半の子供たちをメインにしているので、自分の意見が表明できるという、そういう子供たちの支援ですので、若者に近い子供たちという意味ですので特にそうなるわけですが、子供が中心というところを忘れないように、子供自身が生きるのであって、私たちが代わって生きてあげることはできないという、この感覚です。支援者の無力と私たちも表現しているんですが、支援者は何もできないんだと、生きるのは子供自身であって、私たちにできるのは子供が生きようとする、助けを求めようとしたときに、これがあるよ、一緒にいるよ、この感覚を子供たちに提供してあげられるかどうか、支援なのであって、私たちが代わりに決めて生きてあげることなんかできないんだと、この無力感と表現しているんですが、無力でいいと。私たちなんか無力でいい、生きるのは子供なんだと、この感覚を忘れない。

だけれども、ひとりぼっちでは、子供はできないし、私たちも一人ではできないから、たくさんの人とスクラムを組むという、こういう感覚です。これがカリヨン子どもセンターで

十数年やってきて、私たちの中に生まれてきた支援の実感なんですね。

27 ページから 33 ページの先ほどの資料をご覧くださいますと、ここに少年相談ネットワーク会議という議事録の抜粋が書いてあります。これは何かといいますと、カリヨン子どもシェルターあるいは自立援助ホームに、少年院から仮退院をしてきた子供が保護観察所経由で委託をされてくることがあるわけです。あるいは少年院から直にご相談があって、結局そういうことをしているということもあります。あるいは家庭裁判所で試験観察になって、行き先が見つからないけど試験観察だという子供を受けるといって、いわゆる非行少年と言われる子供たちで、少年司法の枠の中にいた子供あるいは更生保護の枠にいた子供たちを引き受けるという、緊急避難の場所として受けるということが起きてきたわけですが、この子供たちを引き受けたときに、もともとカリヨン子ども支援センターは、虐待をされている子供たちを受けるといって制度構成でもあったので、児童相談所との連携は初めから想定されていたわけです。

弁護士のニーズというのは、どうしても少年司法からのニーズだったので、こういうところから来た子供が児童福祉の現場に来る。さあ、児童相談所からの、18歳未満の子供の一時保護、この子にとってかけられるかどうか、これはもちろん一時保護という親権者から守るための委託を受けられるかどうかというすごく重要なことなんです、法律的にも。

ただ、それ以上に現実の問題として、生活費、医療費、それを誰が負担してくれるかと。児童相談所から委託を受けられますと、これは児童相談所、東京都の児童福祉のほうで負担してもらえるわけです。特に大きかったのは医療でした。少年院から戻ってきた子が、目が見えない、歯が悪い、おなかが痛い、精神科に通院しなきゃいけない。ということが起きてきますが、この子の医療費を一時保護委託になっていなければ、私たちシェルターが持ち出さなきゃいけないわけです。しかも、親の保険証が使えないという、10割負担というようなこともありました。そういう場合になぜ児童福祉の枠内が使えないのか。これは本当に困ったんです。

それで、保護観察所の方たちとも相談をしたのですか、保護観察と児童福祉というものが別々に動いていて、児童福祉のほうに相談すると、もうこの子は非行少年になって司法のほうへ行ったんだから法務省でやるべきだ、あるいは更生保護のほうでやるべきことで、もう児童福祉のほうではとてもではないけどそのキャパシティがない。そういう子供たちを受け入れる場もないし支援策もないのだと。それはもう現実だとは思いますが。そういう子供たち

がもう一回児童養護施設に戻ってきましたらとって、虐待をされた子供たちと一緒に暮らしていけるかという、本当にそれは大変なことということはよくわかるんです。

でも、実際にそういう虐待をされて家に戻れなくて、少年院からカリヨンに来なければいけないような子供たちは現実にいるんです。その子供たちに、うちではできませんと言われてたら、民間のカリヨンが全部丸抱えしなきゃいけないと。お金の問題だけだったら、何とか民間で私たちは寄附を集め続けて、その子たちを支援してきましたけれど、でもおかしい。こういう子供がいるのに、なぜ制度と制度の狭間に落ちてしまうんだと。

これが児童相談所と更生保護の保護観察所、この方たちに一緒に集まっていただいて、現実にいるこの子供をどう支援できるかと、ちゃんと議論していただくということで始まったのが、少年相談ネットワーク会議だったわけです。これは、当初は1年ちょっとの間に10回、ほとんど毎月のように開催をさせていただきました。カリヨン子どもセンターがお招きするという形で、国の機関と都の機関だったので、これまた非常に難しかったです。両方呼びしなきゃいけない。で、青少年・治安対策本部にも力を貸していただいて、東京都で場所を貸していただいて使わせていただいたんですが。

で、初めは、本当に喧々諤々の議論でした。「うちではできないんです。できないという現状をわかってくださいよ」、「そっちで受けたんだから、そっちでやるべきでしょう」と、責任のなすりつけあい。

ですが、その中から分かってきたのは、例えば児童福祉の方が、試験観察と保護観察との違いがわかっていないと。一体それはどう違うのかが分からない。あるいは、更生保護の方は、児童自立援助ホームというのと児童自立支援施設というのと、あるいは保護観察所が持っている自立準備ホームと、この制度がどう違うのかわかっておられない。私たち現場にいる人間からすれば当たり前に使っている制度なのに、制度のそれぞれの機関の方は理解されていないというのが分かってきたわけです。これではけんかになるということが分かってきて、まず互いの制度を知り合しましょう。試験観察と保護観察はどう違うのか、自立援助ホームと児童自立支援施設がどう違うのか、そういうところから、ちゃんとお互いの制度を知り合わないことには、何が不足で、何が協力できるのかが分からないというようなことがわかってきました。ですので、それぞれの制度のプレゼンをしながら学び合いながら、そして間に落ちてしまうカリヨンの子供たちの実例を幾つか出しながら、何の問題が起きているか。

で、どうしたら解決できるのか。本当に法規、法律を改正しなければ改善出来ないのか。

あるいは東京都あたりの制度改正で出来るのか。あるいは運用改善で出来るのかというあたりを分類していきました。そうすると、結構なところが運用次第で出来るということが分かってきたわけです。で、現場の担当者が、こういう子供がいて、こういうニーズがあるということがわかったときに、この制度が使えるなど分かったら一步踏み出していただければできるんだ。

少年院から戻ってくる子に、児童相談所に助けてほしいということを使うのは一体誰なのか。その電話を一体誰がかけるのか。例えばどなたを責めるわけではなく言っているんですが、そのときには、「保護観察所から児童相談所に電話をかけていいという法律はないのだ」というようなことを言われる。でも、「かけちゃいけないとは書いてない。だから一本かけてください」みたいな、そういうお願いだったんですね。そうすると制度が動き出すというような、こういうことが分かってきたわけです。

なので、やはり現場にいらっしゃる、実務を担っていらっしゃる方たちは、みんな子供のことを真剣に考えておられるので、本当にこういう子供がいたときに、そしてこの子供が困っていると分かったときには、皆さんに知恵を出していただくんだと。すごくそれが私たちにとって非常に実のある会議だったんです。

その以後も、1年に一度ぐらいずつフォローアップして、会議は続いているわけですが、こうした多機関連携をしていくと、機関と機関の溝、非行少年と虐待が重なっている子供の支援という、こんなに近いところにいる制度同士が、実はお互いに分かっていなかったみたいな、こういう現実があるということ、まず知っていただきたい。しかし、そこが知り合うことによって、出来ることがたくさん出てくるということも知っていただきたいなというふうに思っております。

私たちは最初にこの子どもシェルター、今晚泊まるところがない子供の緊急避難所ということで、弁護士が中心になって作りました。

34 ページのところに、2012 年までのデータですが、傾向は変わっていないので見ていただければと思います。これまでに 350 名ほどの子供さんがいらしています。

シェルターを利用する子供たちは、大体 15 歳から 20 歳までですけれども、男の子と女の子の比率からいうと、女の子が 4 分の 3、圧倒的に女の子がシェルターを必要としているという現実が多いということです。外国籍の子供たちも 5% ぐらいいました。

次のページで、入所時年齢で、これは東京は 16、17、18 歳がすごく多いです。ただ、例

えば子どもシェルターは東京ができた後、神奈川、愛知と、リーフレットの右側に出ていますけれども、今は 14 カ所で既に全国に展開されていきました。県によって大分年齢構成は違うのです。児童相談所の一時保護所が非常によく機能しているところは、18 歳未満の子供はほとんど児童相談所でできるので、シェルターを利用する子は 18、19 歳の子がほとんどという県もあります。ただ、東京の場合は、かなり 16、17 歳の子供でも児童相談所の一時保護所に入らない子供たちがいらっしやるので、そうした子供たちも含めて、結構 16、17 歳の子供たちの割合が高くなってはいます。

相談経路としては、弁護士会がやっている子供の人権 110 番、これが相談経路のメインの窓口ですので、そこから入っていただく。中には、児童相談所からの直接の依頼ですとか、弁護士が持ち込んでくるというようなケースもあるわけです。

あとは、ずっと見ていただければ、どんなことがあるかなというのもわかるかと思います。身体的虐待、精神的虐待、性的虐待、ネグレクト、大抵虐待の全体のパーセントから見ていると同じような割合で、私たちのところにも来ているかと思います。

39 ページをちょっと見ていただきたいんですけど、非常に困難な子供たちが見えてくるんですが、この精神科受診状況というのを見ていただきますと、精神科受診歴が既にあった子供が 18.8%で、全体の 3 分の 1 が精神科受診を必要とした子供です。それ以外の医療機関受診者が半数以上ということで、医療がどんなに虐待されてきた子供たちに必要かというのは、やっていて分かりました。いかに放置されてきたかと、医療の現場で。というのが分かっていったわけです。先ほど申し上げたように、医療費のこの報告書はすごく現実の問題として大変必要だということなんです。

私たちが始めたときは、精神を病んでいるぐらいまで虐待をされたり、非行の中に陥ってきた子供たち、自傷行為や自殺未遂、こうしたことで解離やうつを出している子供たちなんです。当初は、精神科に行けば治してもらえるんだろうと思っていましたね。精神科のお医者さんのところに行って、こういう状態なんです、もう自傷行為が止まらなくてとか、寝られなくてといっても、お医者さんはお薬は出してくださいなんですけれども、「医療機関は住む場所じゃありません」と言われて、「じゃあ、この子はどこで住んだらいいんでしょう」「さあ……」という感じだったんですね。

そうか、日本では精神を病んでいる子供たちが住む場所は、家庭があればいいんですけど、家庭がない子供については住む場所すらないんだという現実とか、あるいは妊娠してしまっ

て出産まであと何カ月もない、中絶ができない時期になってしまっている子供が来ても、この子を出産出来るまでどこにいたらいいでしょうか。経験の深い方に、「この子たちは今までどこにいたんでしょうか」と。「いや、児童相談所の一時保護所は無理ですし、児童養護施設は無理です」と。とって、母子支援施設は子供が生まれてからだったら支援できるんですけど、出産するまでは無理だと言われる。「じゃあ、どこに居ればいいんですか」と言ったら、「野に放っておくしかありません」と言われて、「ええっ」と思ったりしました。要するに、こういう子供たち、困難を抱えたり精神の病や妊娠・出産の問題を抱えて出てきた子供たちが、行き場所が実はないまま野に放たれているんだというのをやっていたり知りました。こういう色々なことを経験しながら、新しいニーズがどこにあるかというのを、知っていったわけです。

その後、自立援助ホームというのは、家に帰れた子供が5人に一人か、今は6人に一人ぐらいしかいないので、ほとんどの子供たちが中卒の資格、高校中退のまま一人で生きていかなければならないんですね。その子供たちがどこに行くかというのと、自立援助ホームしかなくて、自立援助ホームも自前でつくろうというので、男の子用、女の子用の自立援助ホームをその後設けました。

それから、法人設置型ファミリーホームというのは、先ほどの精神を病んで入通院をしなければいけない子供たちの行き場所があまりにもなくて、この子供たちの一人でも二人でも受けようということで、療養を必要とする子供たちのファミリーホームを、昨年開設したわけです。

それから、子供たちの中ですごく感じてきたのが、まだ学習支援、就労支援、医療支援。それをやっていらっしゃる専門団体もあって、ある程度そこへお願いしながら、連携はできていたんですが、遊びをやってくださるところがないんです。遊ぶ場所がない。子供にとって、今まで思いっきり遊んできたことがない。虐待されたり非行の中にいた子供たちにとって、安心して大人と一緒に思いっきり遊ぶ。それは生き生きと命を燃やしていく場、生きていて楽しいんだということを感じてもらって、この感覚をもってもらいたい。世の中は大変だけど、つらいけど、仕事も勉強もつらいけど、でもお休みとって遊んでいる。大人だってそうしているんだよと、子供たちに教えてあげたいと思ったわけです。

遊びとって、今まで知っているような遊び、覚醒剤をやるとか、たばこを吸うとかパチンコじゃなくて、音楽もあればスポーツもある、手芸もある、いろんなことがあるんだ

よ、この世の中そのものというそれを、しかも楽しいんだということを分かってもらいたい。それをやってくれる場所がなかなか、青少年のためのというのは見つからなくて、で、自分たちで始めたのがカリヨンハウスだったんです。

子供たちが遊びたいというものを、メニューをいろいろ考えて、でもそこにはない遊びでもいいよ、ボクシングをやりたい、ドラムをやりたい、やってみたいというんだったら、それを実現するよということで、遊びの場を作っていました。

命を生きながらえるというのは、学習とか医療とか就労だけではないんですね。やっぱり生きていて楽しいという瞬間、これを2歳3歳のときから知っていた子はいいんですけど、知らなかった子に、十代のうちに少なくとも体験してほしい。だから、今はさらに人数が必要なこともあるんです。サッカーをやりたい、バスケットをやりたいなんて言う子もいるので、そのためにボランティアの人たちを集めて、一人の子供のためにコートを借りて10人のボランティアを集めて、その子のためだけに1時間、サッカーの、バスケットの遊びをやるというようなこともしています。いずれにしても、一回でもいい、この世には楽しいことがあるということを知ってもらいたい。それがカリヨンハウスということです。

あとは、通学、進学、資格取得のための経済的支援。児童養護施設に関しては、かなり制度が整ってきました。児童養護施設にいたり里親家庭にいる子については、大学へ進学したり、あるいは22歳まで大学に行ったりしても居場所が提供されるように法律も改正されてきているんですが、自立援助ホームの子供たちの進学に関しては、なかなかその支援が行き届いていない。その自立援助ホームの子供たちのための資格取得、進学、通学という支援のために、さまざまな日本の企業あるいは外資系の企業の方たちと組んで、奨学金制度をつくってきました。

カリヨンのためだけではなくて、全国の自立援助ホーム、全国の子どもシェルターにいる子供たちに使えるようにということで、この支援金制度をつくってきました。

こうした活動が、子どもシェルター全国ネットワーク会議という形で、どんどん広がっていきまして、今できているのは14県ですが、準備をしているところを含めると、都道府県のうちのほとんど半数ぐらいいまできたんじゃないかと。私たちの夢は全ての都道府県に、せめて1件ずつは子どもシェルターが、というのが夢なんです、着々とそこは広がっていつてくれているなと思います。

カリヨン子どもセンターの活動から見えてきた若者支援の課題ということなんですが、今

二十歳未満の子供さんの話をしましたが、この子たちがどんどん若者になっていきます。そこで、今 13 年目になったカリヨンが直面しているのは、カリヨンを出ていった後の若者たちの支援なんです。そこの子供たちの支援が何と手薄いことかということが、今喫緊の課題になっているんです。

18歳未満の子供には、児童福祉法に基づいて、施設があったり、里親委託があったり、医療があったり、教育支援など、かなり充実されているんですが、18歳以上の子供についても、18歳未満以前から措置されてきた子供については、割と継続的に支援が受けられるようになってきたんです。ところが、18歳を超えて社会的養護につながってくる子供たち、この子供たちの支援をどうやってその後続けていくか。かろうじて自立援助ホーム委託はあるんですけども、そこにいる子供たちが 20歳を超えていった場合、児童福祉のような居住場所があって、そこにスタッフが常駐して、常に寄り添う人がいる、その中でさまざまな機関に連携して支援をするという制度が、成人になるとほとんどなくなってしまいます。

生活保護、女性保護、障害者自立支援、困窮者自立支援と、いろんな制度はあるんですが、使おうとすると、生活保護は就労可能性がある若者についてはなかなか非常に厳しいです。それから、それで生活保護を受けちゃうと、社会的自立を目指す途上にある子供の生活保護受給というのは、その後、抜けるのが本当に大変。そこで、受けなきゃ生きていけないんだけど、精神も病んでいて。だけどそこからどうやって、子供を生活保護から抜け出せるかというのは、できれば生活保護じゃない形でつないでいければというのが、物すごい大変なんです。ね。

それから女性保護。これも苦労しました。18歳、19歳で、虐待から逃げた子供が、配偶者 DV で逃げている人たちの女性シェルターがあるのに、なかなか預かってもらえない。ここは、配偶者からの暴力のシェルターの女性支援であって、虐待をされた 18、19歳の子供の支援のシェルターじゃないんだと、子どもシェルターが空くまで2週間だけなら、預かってもらえますかみたいな、そういう交渉をしてくれているわけですが、こういう意味で、女性保護というのは、必ずしも 18、19歳で配偶者からの DV ではないけど、生きづらさを抱えた女性たちの処遇になっていない。

それから障害者自立支援も、障害の程度がきちっと分かって、本人も自覚があって、福祉就労ということで、障害者手帳をもって生きていこうというふうに覚悟ができた子供には、本当に手厚い福祉があるというのは分かったんですが、まず手帳は絶対取りたくない、自分

は障害者じゃない、それから手帳が取れても、4度、3度の知的障害、今は発達障害、こういう子供たちが、その障害者自立支援法の中でうまく機能できるかということ、あまり支援できるところがない。

それから困窮者自立支援、これは新しい支援ですので、私たちはまだまだ使い勝手がよく分かっていなんですけれども、ここでどれだけ一人の人に寄り添って伴走してくれる人がいるような、個人ニーズに応じた支援がしてもらえるのかというのが、まだ未知数です。若者自身がここにアクセスするということでは、情報的にもまだまだ不足しているということがありまして、ここはちょっとまだ未知数というのが、私たちの使い勝手も含めての状況です。

それから、地域における支援機関に関する情報収集の困難ということがあって、二十歳を過ぎた子供たちがカリヨンに連絡をしてきますが、その子供たちに対して、生活拠点をどこにすればいいか、日常的な相談相手はどこにいるか、昼間の居場所はどこか、就労、医療、金銭管理、食事・家事援助、教育、どここのところに、地域にそういう NPO があるのか、あるいは行政の窓口があるのか。私たちは、子供たちはいろんな地域に散っていくわけですが相談を受けたときに、その地域に何があるかと、情報はないんですよ。相談はしてくるんだけど、一体誰に相談して、こういった子供に必要な NPO についての情報を得られるかと、ネットで一生懸命探してそっちへつないでいくんですけれども、それでも一部しか分からない。私たちにも包括的にその情報がないんですよ、その地域における。

これをどこかの窓口で本当に紹介してもらえたらと、そういうニーズをいつも感じているんです。こういう若者に対しての、こことここにこういう支援もありますよ、そしてこの人たちはこういうことをやっているから、この人にはこういうのがいいんじゃないですかという、こういうコーディネート的な紹介をしてくれる人がいたらなど。その地域、地域にほしいです。

それで、子供たちがその支援を受けるためのアクセス。そのアクセスのしやすさというのが大事で、はい、窓口がありますよ、来てくださいと言ったって行かないですから、一緒に行きましょうと、弁護士が付き添ってそこまで行って、そしてその子が紹介されたところにも一緒に行ってみる。本当にそういう手間暇が必要なんですね。そういうアクセスをどうしたらいいのか。

それから、複数の支援が必要なときに、プログラムをつくってもらって、何曜日はいいよ、何曜日はサポートセンター、何曜日は何と決めて、「はい、行きましょう」と言っただけ、行

かないんですよ。すぐにこけちゃうんですよ。だから、そういうその複数の支援を組み合わせ、
「はい、いいですよ」ではなくて、やっぱりその子に寄り添って、行っているかな、
大丈夫かな、今つまずいていないかな、みたいな個別サポートがないと、続いていかない。

それから、こけちゃったときに、子供たちは、これだけ大人たちに迷惑かけちゃったんだ、
こんなに応援してもらっちゃったんだ、それで失敗しちゃったから、もう今さら相談できな
いよという感覚に陥っていく。この子供たちに、「いいんだよ、失敗したって。また相談にお
いで」という、こういう失敗したときに、ちゃんとフォローしてもらえると、そういうこと
をしてくれる支援機関がどこにあるかがわからないというのが、私たちの困難の理由です。

若者支援体制の構築に向けてなんですけど、成人になれば、食べていくぐらい、寝るとこ
ろぐらい自分たちで確保できるだろうという形の支援制度は、今まで出来ていたと思うんだ
けど、生きづらさを抱えた若者たちがこんなに増えているときに、非常に難しいのはわかっ
ています。若者のためのシェアハウスとかシェルターとかあったとして、やっぱり自由は必
要です。自由ができた若者は拘束されたくないわけですよ。拘束されたくない若者を一つ
の場所で、シェアハウスで支援するというのは、あっちこっちの現場でやっていらっしゃい
ますけど、物すごく大変なんです。もうここで生きるしかない、40代ぐらいになってきた
人たちはある程度の諦めが効くんですけど、若者は諦めが効いていません。だから、まだまだ、
もっといいところがある、あんなにみんな遊んでいる、何でこんなところで苦勞しなきゃな
らないの、何でこんなにルールを守らなきゃいけないの、何でこんな時間に帰ってこなきゃ
いけないの、何でこんなにご飯を一々食べなきゃいけないのみたいになる。そういう子供た
ちと生きていくというシェアハウスは並大抵のことじゃない。でも困難は承知ですが、生活
拠点が必要な人たちがいる。

それから個別サポーター。先ほどから申し上げているように、ずっと伴走してくれるサポ
ーターが必要。子ども担当弁護士が今無償でこういうボランティアを続けてやっているんで
すが、社会福祉士の方もやっていらっしゃるかもしれない。継続的に若者支援を行える人を、
体制づくりが必要。

それから、地域支援の情報を集約して提供できる窓口がほしい。これこそ行政の役割なん
じゃないかと思うし、「若ナビα」がまさにこれをやろうとしているんじゃないかと思うんで
す。ですから、先日も若ナビαの方が来てくださってお話を伺ったんですが、今や若ナビα
が、たくさんの情報をもって、いろんな機関と顔つなぎをして、そして相談があったときに、

そこにつないでいけるという、それを目指していらっしゃるというのを聞いて、すごく嬉しくなりましたが、そういうことができるのが行政なんじゃないかと思うんです。

東京都だけでは多分無理で、私が言っているように、各地域でほしいというのがあると、やっぱり区市町村がそうした窓口をもって、困難を抱えた子供はうちの市にもいるんだよと。その若者たち支援のためには、行政が窓口になって、たくさんの NPO の情報をもって、ここに相談に来たら提供できるよと。ただ提供するだけじゃなくて、一緒に行きあげると、顔をつないであげると、ここまでの支援の窓口が津々浦々にほしいという感じですね。

それで、行政機関の中でも、こういう場で確かに行政の方が集まってくださるようになってすごく嬉しいんですが、行政機関の内部で、非行少年と虐待の支援を別々にやっていらっしゃるんじゃなくて、そこの中での連携ができていくというのが、民間の連携を促すためにとても必要だと思っているので、ぜひとも内側での連携もお願いしたいと思います。

それから、最後に個別ケースを通じて関係機関連携を図るというのが、実務から言うともとても効果的です。この子は困っていますと言ったときに、その子に必要な支援機関に集まって、支援者と支援者の顔がつながっていきます。こういうことができる、こういうことができない、お互いに分かっていく。ここにはこの人がいると、この人の関係者でこの人がいるというようなことが分かってくると、相談しやすくなって、次の子のケース、次の若者のケースのときに、あそこへ行ってみようという気持ちになるんですね。

なので、個別ケースを積み重ねていくという、これが非常に宝物なんだということがあります。制度ができて、それを使っていって、実際にケースを動かしていかないと、なかなか本当に動かせるものにならないというのを実感しています。

子ども家庭支援センターなんかの場合には、本当に今はケース会議を積み重ねています。子ども家庭支援センターができたときにも、要保護児童対策協議会をつくっても、顔だけ合わせて、こんな人たちに会ってどうするんだろうなという感じだったんですけど、実際にケースを積み重ねていくうちに、子ども家庭支援センターの地域における役割はとっても大きくなっているし、機関連携をつくっていくのに子ども家庭支援センターの果たした役割は非常に大きいなと今思っているんです。

同じように、幾つかの自治体でできているようですが、困難を抱えた若者の支援をするために、要保護児童対策協議会をベースにして成人部分を加えてもいいんじゃないかと思うんです。幾つもの協議会があちこちの市区町村にできても意味ないのではないかなと実は思

っています。実際にある組織を使って、さらに若者支援ができる部会をつくるような、そういうネットワークになってもらえないかなというふうに思っているということです。

いろいろ口幅ったいことを申し上げて申しわけありませんでしたが、一応これで終わらせていただきます。

○古賀部会長 どうもありがとうございました。坪井先生、具体的な例をたくさんお持ちですので、熱く語っていただきました。

まず、ご質問、ご意見を出していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

今お聞きになっていてお分かりのとおり、個別の個人の例というのは問題が重層的なんです、そもそもが。このことに対する認識がこれまでなかったとも言えるので。だから、例えば非行なら非行だけをやれば済むというふうに考えてきたんですけど、それはなかなか解決に向かわないというご指摘だと思うんですね。

どうでしょうか。何か、ご質問、ご意見、いかがでしょうか。

ちょっと、私からよろしいでしょうか。一つ、先ほど困窮者自立支援のところのお話は、もしかしたらお分かりになりにくいところがあったかと思うんですが、困窮者自立支援の法律ができましたものですから、困窮者になると困窮者を対象でやるんですけど、そうすると別な、例えばサポートステーションなんか対象外になってしまうとか、そういう問題性がややあるんですが、そういったご指摘でよろしいのでしょうか。

○坪井委員 私たち自身が、まだ困窮者自立支援法で、カリヨンを出た若者たちをどこまで支援していただけるかというのが、一、二ケースがあったのでそこで学んでいるところです。全容をきちっと理解していないし、また、市区町村によってその支援がまだできていないところと、できているところとあって、あそこの市でできたからと、こっちの市にもっていくと、なかったりしているという。今は本当に振興途上にあると思っています。

○古賀部会長 ということだと思うんですね。ですから、いろんな法律ができますと、そこで重なりが生じていると思うんですね。

ほかにいかがでしょうか。ご質問、ご意見、どうでしょうか。

○河野委員 青少年自立援助センターの河野です。

今、困窮者の話が出ましたけど、サポートステーションのほうも困窮者の自立支援法ができてから、そちらに登録した人は使えませんか。我々のところも、もともと宿泊型で、ひきこもりとかニート、そういった若者の支援をやっていますが、ここのサポートステーショ

ンの就労事業で、6 カ月間の集中訓練プログラムを、宿泊しながら就労支援をしていくという。これは、中学卒業した年齢から 39 歳まで活用できるものですが、困窮者の法律ができる前は、自己負担分も全部所得に応じて、基本的には所得がなかったりとか障害、ご家族の所得が低ければ、無料で利用できるものだったんですけど、困窮者の法律ができたら、自己負担分というのはもう一律作らないとだめですよという。それで月々6万円、6カ月丸々居ればそれだけの金額がかかってしまうというような状況で、生活保護を受けている方であれば、その分は保護費の中から負担できるような状況なんですけど、生活保護とかを受けていないで、ぎりぎりでも困窮で生活しているような方々は、逆にそれを利用できないような状況になってしまっているというのが、まさに今の状況で、じゃあ、困窮者の法律の中でそういうシステムがあるかということ、今お話があったように、子供の学習支援とかは割と簡単に作られてきたりするんですけど、やっぱり中間就労であったり、就労の準備支援みたいな部分というのは、なかなか手をつけられない。

で、区だとまだ割と大きくやれるのかもしれないんですけど、市町村とかになってくるとなかなか手広くやれないようなところがあって、いろんなところの自治体の方ともお話をしていると、本当は、近い市同士が連携しあいながら、一つの何か資源をつくるとか、そういうことができればいいのにねというようなお話は出てきています。

それは、なかなか、誰が音頭をとってそういうまとめ役を出来るのかということ、また難しいところにはなってくると思うんですけど、本来、そういった部分も、都の方とかがやっていただけるといいのかなというふうに思います。

○古賀部会長 どうもありがとうございました。

この法律自体はすごくいい法律なんだと思うんですね。ですけど、今のうちに、そのケースに重ねたときに、先ほども坪井先生がおっしゃったように、時として隙間に落ちるという現象が起きてしまうということだと思いませんか、今の話は。

ここは難しいところですよ。これから、後でネットワークのお話とかあるいは更正保護の問題をご指摘いただきますけど、ここの部分を補わないと、特に先ほど出ましたように二十歳以上の人たちはほとんど、言ってみれば 18 歳以上と言ったほうがいいかもしれないですけど、ここの層はほとんど何も、本人が何かしない限りは何も支援がなくなってしまうので、この問題を考えていくところが非常に重要なかなというように、私は思います。

ほかにどうでしょう。ご質問、ご意見、いかがでしょうか。

もしなければ、次のお話をお聞きして、また今のことと重ねながらご意見等を出していただくということで、よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○古賀部会長 それでは、続きまして、「非行歴のある若者への自立支援の実態と課題」ということで、豊島区保護司会の山元俊一先生にお話をいただきだきたいと思ひますし、また、後で村上委員からもお話を重ねていただくというふうに思ひております。

これについてもやっていただいて、お話の後に、質疑応答ということでよろしいでしょうか。そのようにしていきたいと思ひます。

では、最初に、まず資料4のほうを見ていただいて、保護司活動について山元先生のほうからお願いしたいと思ひます。よろしくお願ひします。

○山元俊一氏 私、豊島区保護司会の山元俊一といひます。保護司に委嘱されたのが平成10年5月で、19年、約20年経過しております。今、所属は目白分区で常任理事という役職をいただき、活動させていただいております。

本日の発表は、お手元の資料のように、1、2、3と分かれていまして、まず最初に保護司の活動状況ということで、保護司の活動の内容についてお話をし、その後、保護司と民間支援機関や地方自治体との連携実態ということで、①では更生保護サポートセンターについてお話をしたいと思ひます。それから、②は区市町村における若者支援ネットワークの構築ということでお話をさせていただきますが、こちらにつきましては、本日豊島区の子ども家庭部の副島課長においでいただいておりますので、私の拙い説明よりも非常に詳しい説明をいただけると思ひますので、後ほどその説明をしていただきたいと思ひております。そして、3番目としては、私が、保護観察終了後に社会的自立ができていない事例とか再非行の実態ということをお話をさせていただければと思ひています。短い時間ではございますが、お付き合いのほどよろしくお願ひいたします。

まず最初に、保護司の活動状況につきまして、お話をさせていただきます。

こちら辺の更生保護とか保護観察あるいは保護司とはということ、皆様、こちらにいらっしゃる方は専門家の方も多いたと思ひますので、簡単に触れさせていただければと思ひます。

まず、更生保護とは何かというと、犯してしまった罪を償い、社会の一員として立ち直ろうとするには、本人の強い意志や行政機関の働きかけのみならず、地域社会の理解と協力が不可欠です。我が国では、保護司、更生保護施設を始めとする更生保護ボランティアと呼ば

れる人たちのほか、更生保護の理解と協力のもと、関係機関、団体との幅広い連携によって、更生保護は推進されているということです。

続きまして、「保護観察とは」ということで、保護観察は犯罪をした人または非行のある少年が、実社会の中でその健全な一員として更生するように、国の責任において指導監督及び補導援護を行うもので、保護観察処分少年、少年院仮退院者、仮釈放者、保護観察付執行猶予者及び婦人補導院仮退院者の計5種の人がある対象となっております。

3番に移らせていただきまして、我々保護司についてですが、保護司は、こちらに書いてあるように、犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支える民間のボランティアなんですね。保護司法に基づいて、法務大臣から委嘱された非常勤の国家公務員とされていますが、給与が支給されないということです。保護司は民間人としての柔軟性と地域の実情に通じているという特性を活かして、保護観察官と協働して保護観察に当たるほか、犯罪や非行をした人が刑事施設や少年院から社会に復帰を果たしたときに、スムーズに社会生活を営めるよう、釈放後の住居や就業先などの帰住環境の調整や相談を行っていますということで、保護司は全国で4万8,000人いて、豊島区の保護司は29年の8月1日現在で116名在籍しています。

その116名の内訳なんですが、民間のボランティアでございまして、自営業者もいたり、会社の社長、弁護士、税理士、それから司法書士とか社会福祉士、あるいは薬剤師という職業、それから、宗教関係の方ですね、ご住職とか、ご神職とか、そういった方も入っていらっしゃいます。それから、民生児童委員とか地元の青少年育成委員あるいは町会長といったところで、ここが一つの保護司の特徴なんですが、保護司というと、保護司だけをやってるわけではなくて、いろんな活動をしているんですね。それで、地域に非常に根を張っておりまして、町会長もそうですし、私も実は青少年育成委員会の会長をさせていただいております。こちらのほうで、青少年問題とかもいろいろお話を伺ったり、子供たちと一緒に運動会をしたりですとか、そういうことをしております。

そういうことをして、今日お配りした「としま」という広報紙を見ていただければと思うんですが、こちらは社会を明るくする運動というのがございまして、7月がちょうど強調月間に当たりまして、その「区民のつどい」ということで、豊島区の場合は、第一部で作文コンテストをしております。それで、第二部は、毎年違った催しをしているんですが、今年「塀の中の中学校」ということで、映画上映ですね、松本少年刑務所の中にある、受刑者のための中学校のお話の映画を上映させていただきました。ここで大事なのが、これも社

会を明るくする運動の豊島区中央大会は保護司会がやっています、各地区大会を青少年育成委員会で行っております。特に各地区で行われる社会を明るくする運動の活動については、地元に着して、盆踊りですとか、それから鼓笛隊とか、地元にあったような活動をしているということで盛り上がっています。

ちなみに、見ていただくと、ぬいぐるみがあるんです。「そめふく」と「ななまる」という豊島のぬいぐるみなんですけれども、これも形だけじゃなくて、BBSの大学生にこの中に入れてもらっているんですね。というのは、こういうことをすることによって、BBSの方たちにも非常に興味を持っていただいて、豊島区の大正大学の学生なんですけれども、非常に社会を明るくする運動に対しても協力的に動いていただいています。

そういった保護司会なんですけれども、次のページをめくっていただいて、保護司の仕事としましては、1番目に保護観察、これは1、2、3、4、5号があるんですが、5号はめったにないということで割愛させていただきました。1号が保護観察処分になった少年で、2号が少年院の仮退院ですね。3号が成人の刑務所等の仮釈放者、4号が保護観察付執行猶予者ということでございます。これがメインの仕事なんですけど、最近は、生活環境調整はもとより、犯罪予防活動、こちらにウエートも結構シフトしてきています。

生活環境調整というのは何かというと、矯正施設から退院するときに、居場所がなくなってしまうということがないようにということで、戻ってきて安定した帰住地が設けられるように、我々が本当にそこに戻っていいのかどうかということ、実際にその場所に行って、その家庭に行って、家族に会って、お話を伺います。一番の被害者の一人は、身内の家族の方なんです。私もいろいろ経験してきていますけれども、非常に悲惨な家庭というのもありました。そういったところもあって、この生活環境調整というのは非常に責任が重く、いろいろあります。

それから、先ほど社会を明るくする運動のお話をしたんですが、犯罪予防活動ということで、社会を明るくする運動とか社会貢献活動ということで、いろいろご協力させていただいています。2ページ先をちょっとめくっていただいて、ここに後ほどお話があるかと思うんですが、例えば、子ども食堂ですとか、それから社会貢献活動が今、地産地消ということで、保護司の中に、埼玉県のように農場を借りて、農場で子供たちと一緒に農産物をつくったりといったこともしたりしております。そういった犯罪予防活動にも力を入れているということでございます。

続きまして、また元に戻っていただきまして、保護司の活動実態ということで、まず、保護司の人数なんですけど、東京都全体では 3,481 名、これは 29 年の 8 月 1 日現在でございます。豊島区で 116 名おります。それから、保護観察の事件数ですね、大体の規模感をわかっていたくためにお話ししたいと思うんですが、東京都全体では 2,951 件、うち保護観察処分少年が 991 件、それから少年院仮退院者が 309 件ということになっております。豊島区の場合は、総数が 58 件、うち保護観察処分少年が 9 件、少年院仮退院者が 7 件ということになっております。それから、生活環境調整ですね、東京都全体では 7,758 件あって、うち少年院在院者 274 件ございます。豊島区では、総数が 55 件、うち少年院退院者が 2 件ということになっております。こちらの数字は、28 年の 12 月 31 日現在ということになっております。それから、後ほどお話しさせていただく更生保護サポートセンターなんですけど、東京都全体で現在 21 カ所ございます。平成 28 年末で、全国で 459 カ所ございます。

次のページをめくっていただいて、2 番の保護司と民間支援機関や地方自治体との連携実態ということで、まず、更生保護サポートセンターについて、お話しさせていただきたいと思います。

更生保護サポートセンターは、企画調整保護司といって、更生保護サポートセンターの運営に当たる専門の保護司が配置されて、保護司の処遇活動の支援、関係機関・団体等との連携を行っております。

豊島区の場合は、この更生保護サポートセンターがいきなりできたわけではないんですね。青少年相談室というのがございまして、それを長年、月曜日と金曜日に豊島区の一部の施設を借りて、活動してまいりました。そこでは、青少年の問題に関する色々な悩みですとか、あるいは、色々な相談事を受ける場所を設けておりまして、そういったことも更生保護サポートセンターに繋がっているのかなということです。今、豊島区の更生保護サポートセンターは、豊島区に分庁舎、駅から 3 分という非常に地の利のいい場所にあって、できてまだ 1 年半ぐらいになるんですが、これが非常に、効果的だったということで。例えば、保護観察の面接を行う場所になったり、あるいは会議ができたり、関係団体の BBS とか、更生保護女性会、そういったところの会議とかも行われております。

何よりも、こういうサポートセンターというのが出来ると、我々としても、非常に動きやすくなったというのが実感でございまして、更生保護サポートセンターが出来たことによって、非常にコミュニケーションが円滑になったという感があります。この点については、昨

年 8 月 25 日に NHK の解説アーカイブスによると、「地域を守る保護司どうサポート」（くらし☆解説）という番組で、15 分ほど放送されました。

続きまして、②のほうなんです、区市町村における若者ネットワークの構築ということで、こちらは副島課長様のほうに後ほどお話ししていただくんですが、次のページを見ていただいて、ポイントだけお話しさせていただくと、この若者支援ネットワークというのが出来上がって、相談体制がこういった円に描かれているような形で出来ているんですが、一番大事なのは、こういう形ができて、どうやってワークさせるかということだと思っただけなんです。保護司会もこの更生保護サポートセンターというのがあるんで、そこを中心として、青少年相談室もあるものから、この一翼を担えるというところでは非常に良いと、私自身は効果的だと思っております。後ほど、この点については詳しくお話しいただければと思います。

続きまして、次のページをめくっていただきたいんですが、実際に、この若者支援ネットワークを既に利用していただいています。どういったケースかというと、一つは、相談室に相談に来たというケースですね。青少年相談室に来て、そこから子ども課に繋げて、保護司が相談者と同伴で、その日のうちに豊島区の子ども課のほうに行き、さらに、そこから専門機関につないだという事例がございます。それから、非行問題の相談などから、その保護者への支援の必要性があると分かって、子ども課に繋いだケースなどもございます。こういった窓口みたいな形で機能しているというところではあります。

続きまして、最後に、保護観察終了後の社会的自立ができていない事例や再非行の実態ということで、私の経験も踏まえながら、ちょっと一般論ということでお聞き願いたいと思うのですが、事例 1 は 1 号観察となった事案なんです、こちらは、両親離婚後、少年は母親側についたんですけれども、母親は別の男性と同棲してしまって、その男性と折り合いが悪く、家庭に居場所がなくなって、高校も中退してしまったと。職を転々とする中で非行をしてしまったということで、1 号観察になったんですね。ただ、就職しても、職場でのコミュニケーションがうまくいかず、人間関係が非常に嫌になってしまって、職場を放棄してしまったという事例でございます。

続いて、事例の 2 なんです、こちらでも 1 号観察となった事案。こちらは、高校生なんですけれども、IQ が非常に高かったんですね。犯罪とか犯す場合は、知能指数が低いと犯罪に走りがちだと考えるんですけれども、そうではなくて、IQ が高い場合も犯罪を犯す可能

性もあるという事例でございます。この子は、数学が非常に出来るんですね。大学から、高校生なのに飛び級でお誘いがあったと。結局、断ってしまったんですけども。ただ、家庭環境について、母親が小学生のころ病気で亡くなってしまったんですね。父親がちょっと暴力的な親で、児童養護施設で過ごしていました。父親が暴力的ということと、あと、非常にごみだらけの家というところで近所に迷惑をかけていたということですね。そのような家庭環境にある中で非行して、1号観察ということなんですね。いずれの場合も非常に家庭環境が大きく影響しています。

青少年の保護観察と大人の保護観察の一番の大きな違いというのは、青少年の場合は、心が非常に不安定なんですね。何をするか分からないというところで、大人の保護観察の場合は、ある程度の予測はつくんですけども、そういったちょっと予測外の行動を色々してくれるんですね。もう本当に色々苦労したこともありますけれども、それはちょっと置いておいて、青少年の場合は、心の動きが非常に不安定ということが言えると思います。

最後に、保護司に成りたての頃は、私も罪を憎んで人を憎まずということがよく分からなかったんですが、最近、ちょっと分かるようになってきたなと思います。こういった事例を幾つも抱えていくと、人じゃなくて、周りの環境というのも非常に大きいんだなというところで、そういったところで、罪を憎んで人を憎まずということが最近、よく分かるようになってきたと。再犯防止のためには、仕事があって、住居があって、家族や周囲の支援があれば、成功した事例もあるんですね。そこで、必ず立ち直っていただけたらと思っています。

以上です。

○古賀部会長 どうもありがとうございました。

続いて、豊島区の子ども家庭部の子ども課の副島課長にお越しいただいていますので、先にお話しただいて、その後、フォローアップがあれば、保護観察所のほうからもお願いして、その後、村上委員ということで、よろしく願いいたします。

では、副島課長、お話しいただきま。

○副島子ども課長 豊島区子ども課長、副島と申します。よろしく願いいたします。

私のほうは、保護司の活動の事務的なものを支援する部署でございます。保護司会と青少年育成委員会、両方とも子ども課で所管しておりますので、そういった関係で、日頃から保護司会とは連携をとっているという状況でございます。

子ども課という名前から 18 歳未満のお子さんを対象とするような課のイメージでこれま

で来ておりましたが、保護司会との話の中から、18歳以上への支援はどうなっているんだというご指摘もいただき、課題になりまして、対策をすすめている次第でございます。

豊島区の中では、保護司会が行っていらっしゃる青少年相談のほかに、私どもが所管している中高生センタージャンプという、いわゆる中高生向きの児童館、この施設が中高生、それから青少年向きの相談を受ける機関ということでございました。それ以外は、障害であるとか、生活困窮であるとか、対象者別というような窓口になっています。そうすると、中高生、特に18歳以上、地域からも、学校のほうからもこぼれてしまう。高校に行った後に中途退学したら、もうそれ以上の経過は分からないという状況がありまして、青少年相談と中高生センタージャンプ以外に区民の方は相談に行く場所がないだろうということで、昨年の12月ぐらいに子ども課に子ども・若者支援グループという係名なんですけれども、設置しました。

それで、所管の組織一覧で出ただけなのですが、すでに電話がかかってくるようになっております。一番の効果というのは、保護司さんからの紹介がこれまでも5件程度来ていまして、やはり保護司の青少年相談という名前、それから場所柄もあって、さまざまな青少年相談が来ています。例えば、10代の男性で保護観察中の方なんですけれども、自殺したいということで、そこに来る。自殺したいということでどうしたらいいのかということで、保護司と連携をとって支援しています。区のほうは保健師がいるので、保健師の制度と繋いで、今も伴走型の支援として保健師の見守りと子ども課でフォローアップをしている状況でございます。またその他の傾向では、非常に目立つのが兄弟の問題。本人ではなくて、兄弟が自殺をしてしまった。それから、兄弟が悪いことをして、今、少年院に入っている。そのご兄弟が私はどうしたらいいんだろうという問題が、保護司の青少年相談に来るといったようなこともあります。

確かにこういう問題というのは、これまでどこに相談に行ってもいいか分からない。そこへ保護司がこういう問題は今までも来ていたんですけども、話を聞いてあげて、でも、どうすればいいか分からなかったというところを、実は区が色んな支援事業をやっているんで、その問題をみんなで、さっきの坪井先生のお話にもありましたけれども、スクラムを組めば、何とかなるんじゃないかということがありまして、今、チャレンジしています。

それで、ここに表を、4ページのところに図を描いてございますので、これはどこの区でもあるような部署なんですけど、この部署が連携してやっていくところを今、目指して

います。福祉総務課のところにくらし・しごと相談支援センターというのがありまして、これは生活困窮者自立支援法の窓口でございます。ここと子ども課は本当に太いパイプで繋がって、就労支援であるとか、それから住宅確保の支援だとか、そういったこともやっていますので、今は生活困窮ではなくて、親御さんとしてみれば、20年後、30年後には多分この子は困るだろうなという心配しているお子さんもターゲットにして、若者支援に係る窓口全体で関わっていただければと思っています。

保護司とのケース会議などをおして必要な体制や方策は何かを抽出していただき、来年度に向けて、もう少し相談体制がとれるような状況、それからアウトリーチが出来るような支援員というのを入れまして、アウトリーチが出来る体制になれば、私たちのほうから保護司会のほうにも出向けるし、それから、教育センターにスクールソーシャルワーカーもいらっしゃるので、そことの連携をとって、早いうちに支援に関わって、高校生、それ以上の状態、若者の20歳、20過ぎにまで手を伸ばしていただければと思っています。

何しろ、これから若者の地域連絡協議会を設置するための準備をしているところでございますが、行政の中にも色んな支援事業がございます。その支援事業を書き出しますと100何個事業があるんですね。これが何で活かされないかという、その連携が出来ていない。横の繋がりがなくて、法律で切られてしまっている、法律を包み込むような制度、いわゆるコーディネートが大切で、子供と若者を抱えていくイメージで担っていただければと思っています。そのことによって、保護司活動がさらに活性化されればいいし、まさに、豊島区で青少年問題といえば保護司会のサポートセンターと言えるような窓口になるよう私どももこれからも努力をしていきたいと考えてございます。

以上でございます。ありがとうございました。

○古賀部会長 どうもありがとうございました。

地域密着で、区市町村のほうがいろいろやっている。ちょっとどうでしょうか、事務局として。

○重成青少年課長 それでは、1点だけ補足をしたいと思います。

豊島区に、この体制の説明をしていただいたんですけども、他の区市町村からヒアリングをしていきますと、このパターンは各区市町村のスタンダードのパターンではないということ、各委員にご認識いただきたいと思います。というのも、これは非常に先進的なネットワークの構築、取組であって、区市町村の中には、保護司や、更生保護サポートセンター

の所管がはっきりしないとか、大きく言えば、非行ということについて、行政では取り扱いにくいというような声もあります。

○古賀部会長 わかりました。非行を扱うといっても、正直言って、部署がそれぞれの区市町村で違っていたりもするわけですね。いわゆる首長のぶら下がりで行っていくところもあります。直結だと思いますが、そうでない場合もありますね。ですから、今のお話のようなものは、非常にこれからの姿を表しているということかと思います。

同時に、非行の場合は、この後お話しいただきたいんですが、国が直接やる部分というのものはあはずですね。ですから、この国のやることと区市町村がやることとの相互関係というのことも考えなくちゃいけないという特殊性があるかなと思います。

それでは、東京保護観察所の杉本さんのほうから、補足的なご説明を伺ってよろしいでしょうかね、今の保護司さんからのお話と豊島区のお話を重ねた後で、いかがでしょうか。

○杉本民間活動支援専門官 東京保護観察所の杉本でございます。

そうですね。地域の中で非行歴のある少年に対する色々支援とか、そういった取り組みについて、お聞かせていただいたところですが、我々、今の山元保護司からもお話がありましたように、保護観察中の少年に対しては、指導監督、補導援護という形で支援を行うことが可能なんですけれども、逆に、保護観察というものは、法定期間があります。また、良好措置といって、成績が良好であると、少年の保護観察の場合、そこで良好解除とか、あるいは少年院仮退院者ですと、仮退院の仮の字がとれて、本退院になるという形で、保護観察を終了するというところで、いずれにしても保護観察というものは終期を迎えるものだというところでございます。そして、この終期を迎えますと、我々はもう指導監督、補導援護ができなくなってしまうということで、そこで国の支援はぷつと切れてしまうということでございます。

そうやってまいりますと、保護観察が終わった後のケアをどうするのかということが大きな課題になってくるのかなと考えております。かといって、司法の一翼を担います、我々保護観察所が期間を切れた後も、そういった指導監督を行うということは、人権上もできないというところがございまして、やはりそうなってくると、彼らのニーズを示した上で、各地の地域での支援に繋げていくということが非常に大事なことではないかなと考えており、近年、少年に限らず、保護観察全般につきまして、やはり終了後、保護観察を終えた後、どうするかということを随分意識して処遇を進めている、そういうところがございます。

そういった点でも、やはり地方公共団体をはじめとする地域でのそういった支援について、大いに期待をしたいと思っておりますし、保護観察を終えた後、繋がるようにという点で、ぜひともスクラムというか連携もとらせていただければ、ありがたいなと考えておるところでございます。

そして、あと、保護司制度についても、山元保護司からお話をしてもらったところがございますけれども、この保護司制度、前から保護司の高齢化とか、そういった問題点が指摘されていたところなんです。さらに、もう随分前からなんですけれども、保護司の適任者の確保、新しく保護司になっていただける方、この確保というか発掘について、非常に困難さを増していることが指摘されております。実際に、保護司の数を見ますと、全国的に見ても、平成 28 年、前の年と比べて若干増加したんですけれども、おおむね減少傾向を示しております。かつ、保護司の平均年齢については、一貫して上昇しているところがございます。

東京都のデータを見ますと、東京都内の保護司の定数でございますが、4,375 人でございます。それに対しまして、先ほど山元保護司からも紹介していただきました、8 月 1 日現在の数が 3,481 人ということでございます。おおむね東京都内におきましては、定数に対する充足率は 80%前後で、ここ何年か、少なくとも 5 年推移しているところがございます。なお、女性の保護司につきましては、大体、4 人に一人ということで、東京都内におきましては、1,135 人でございます。そして、保護司さん全体の平均年齢が、現状、64.1 歳ということでございます。

こういった保護司、保護観察制度、あるいは、先ほどお話がありました生活環境調整、そういった犯罪に陥った人を社会の中で処遇する上でも欠かせない力となっているところではあるんですけれども、保護司の充足に非常に困難を来している。その背景には、保護観察対象者の問題性の多様化、色んな問題性を抱えた様々なタイプの対象者が増えてきたということで、処遇の困難化、そして彼らの帰住先あるいは帰ってくる先ですね、それと就労先の確保が困難になっているといったケースワークの面で、そういった困難があることに加えまして、保護司が活動するのは地域です。その地域社会におきましても、連帯感が低下したり、犯罪者の社会復帰への理解不足といった問題に直面しており、こういったことから保護司の活動自体に非常に負担が増していること、これも適任者確保を難しくしているところがあるのではないかと考えております。

保護司の活動基盤につきましては、これまで、今もそうなんですけれども、対象者との面

接を自宅で行い、そして、保護司会というのが 23 区でございますと、各区ごとに保護司会が設置がされておまして、そこに保護司がそれぞれ所属してもらわなければならないけれども、その保護司会として固定の活動拠点をこれまで持ってこなかったということで、保護司会長みずからが自宅を連絡先とし、窓口となっているという現状がございまして、極めて脆弱なものでございました。

そういったことで、国といたしましても、将来にわたって持続可能な保護司活動の基盤整備を図ることが課題となっており、その対策というか対応の一環としまして、先ほど話がありました更生保護サポートセンターを設置したり、地方公共団体に働きかけを行ったり、社会を明るくする運動などの広報啓発活動の強化によりまして、保護司活動に対し、国民の理解や協力を促進したりとか、地域における保護司候補者の発掘のため、各地に保護司候補者検討協議会を設置するよう推進したりといった対策をとっているところでございます。

このサポートセンターでございますが、保護司、自宅で面接するのが難しいといった場合には、そこを使って面接をしていただいたりとか、協力雇用主の面接もそこでやっていただいたりとか、あるいは、さまざまな関係機関との協議を行ったりとか、保護司会との連絡の第一の窓口となっていたりということで、保護司活動が非常に充実したものとする大きな力となっておるところでございますし、その具体的な話につきましては、先ほど山元保護司からお話があったとおりであろうかと思えます。また、この更生保護サポートセンターを設置したことによって、やっぱり地方公共団体と地域の中での連携も密になっているのではないかと考えているところでございます。

そういったところで、若干補足をさせていただきました。

以上でございます。

○古賀部会長 どうもありがとうございました。

非常に日本の非行少年に対する処遇というのはケースワーク的で、丁寧なんですよね。それは世界的に誇れるんだけど、今、お話があったように、成り行き調査なんていって、出院後の状況を把握したりもしてはいるんだけど、完全には追いかけて切れませんし、また、追いかけること自体がかえって子供にとっていろんな負担を背負うということもあるわけですね。ですから、そうなったときに、今のお話のように、色んな地域との関係の中で考えるということが強調されているというふうに理解できるかと思えます。

また、私も非常に気にしているんですが、素晴らしい保護司がたくさんいらっしゃるんで

すが、何といってもご高齢になってきていて、このままこの形でこの組織が存続できるのかということをおもひときもあるんですね。ですから、いろんなフォローアップが必要なところに来ているというふうに思われます。

さて、随分、お待たせしちゃったので、次に、村上先生のほうからお話しただいて、この就労の部分ですね、協力雇用主の問題などお話しただいて、その後、皆さんからご質問があればということで、時間の制約も若干ございますので、そのようにさせていただきます。

村上先生、お願いいたします。

○村上委員 今、紹介いただきまして、就労支援事業者機構の村上と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

資料5に今日私がお話ししようというところを書いておりますが、2ページ目のところがその要約でございます。その前に、私どものNPO法人でございますが、この東京都就労支援事業者機構ができ上がったいきさつを若干お話をさせていただきたいなというふうに思います。

平成十五、六年ごろですか、刑務所出所者等が出所して間もなく大きな犯罪、いわゆる重大犯罪を犯した例、それから、執行猶予付きの保護観察を受けてすぐにまた家出をして、重大な犯罪を犯したという事例が幾つか続いたわけでございます。そこで、なぜこのような、一度犯罪を犯した者がすぐにまた犯罪を犯してしまう、いわゆる再犯をするんだろうかということが問題になったわけでございます。刑事政策を担っているのが、法務省を初め、警察庁、警視庁もありますけれども、法務省が主だろうというふうに思っています。その法務省がこれまでの統計をとったわけでございます。統計というのは、要は、再犯をした者が職に就いていたのか、職に就いていなかったのかということの統計でございました。約30年ぐらいの統計をとりましたら、当時で約5倍の差があったというふうに言われております。というのは、無職者のほうが有職者の5倍の再犯を犯しているという実態がわかったわけでございます。

そこで、法務省としましては、これはやはり出所してきた者をすぐに、もしくは出てくる前に就職先を決めておくほうがいいであろうということで、ハローワークを所管しております厚生労働省と連携をして、いわゆる協力雇用主、あまり聞きなれない言葉かもしれませんが、協力雇用主というのは、犯罪とか非行を犯したことを知っていながら、雇用するという立場の人たちです。今現在、東京には900社、全国で約1万9,000社ほどあります。

まだまだ東京は少なく、今現在、私どものほうで発掘をしているところでございますが、そういうところに対しての手厚い保護が必要であろう。例えば、保証制度、それから雇用奨励金の制度といったようなものを作ろうではないかということで、18年から始めたわけでございますが、しかし、数年間やったんですが、大きな効果はなかったということでございます。大変、保護観察所には失礼でございますけれども、それほど再犯率は少なくならなかったということでございます。

そういう意味で、それでは、これは役所だけ、国だけでやるべき仕事ではないのではなからうかということでございます。そこで、パンフレットが皆さん方の机上にありますけれども、この私ども就労支援事業者機構でございますが、これを作ろうということが法務省のほうからあったわけでございます。一番後ろのページの「ごあいさつ」で、私どもの会長、今、大崎電気の会長をしております、渡邊佳英が書いてありますけれども、真ん中の辺をちょっと読み上げますと、このような悪循環を断ち切るべく、いわゆる再犯ですね、治安の安定は社会全体で取り組むべき課題であり、事業者等もその社会的責任の一つとして応分の協力をすべきであるという考えのもと、都内の経済団体や企業の協力を得て、罪を犯した人や非行のあった少年の就労を支援するため、この機構を設立したということで、平成 21 年の 8 月にできたわけでございます。ちょうど丸 8 年を経過したところでございます。

その目的というのは、今、言いましたように、当初は更生保護に特化したものでございまして、再犯防止ということだけが目的だったんですが、最近では、3年ほど前に定款の改正をしまして、更生保護だけではなくて、それ以外のものについても、こちらでは就労支援をして、再犯を防いでいこうということをしております。

このパンフレットの 1 ページ目をというか、左を見ていただきますと、これはちょっと古い資料でございますので、今現在の無職者と、それから有職者の再犯率が約 4 倍、今現在では 3 倍にまで落ちております。ですから、効果が少しずつ上がってきているんだろうなというふうに思っているわけでございます。私どもの仕事というのは、一番下に書いてありますが、これは定款の中の一部を抜粋したものでございますが、一番大事なものは、罪を犯した人たち等の就職活動を支援します。このことによって、再犯を防いでいこうということが第一の目的でございます。二つ目は、雇用の促進。要は、そういう犯罪をした人たちに対して、就労をさせる、就労するように仕向けていくということが目的でございます。それから、三つ目には、先ほど言いました協力雇用主を増やしていこうと。今現在、年間、大体 150 社ず

つ増えておりまして、来年には 1,000 社を超えるであろうというふうに思っているわけでございます。この三つが大きな目的でございます。

また、平成 23 年度から東京保護観察所の就労支援の委託を受けて、毎年、250 名ぐらいずつの就労支援をしております。当初はモデル事業で、三つの機構、それから六つの機構、九つの機構というふうに、三つずつふやして、3 年間モデル事業を行ったわけでございます。その最初の 2 年間の結果を見ますと、やはり最初の 2 年間では六つでございますが、この六つの保護観察所所在地の保護観察所の再犯の率があくんと減ったわけでございます。これは効果があるということで、徐々に増やしております、今、20 か所にまで増えております。

設立のいきさつは、そういうことでございます。役割につきましては、協力雇用主の開拓、それから本人たちの再犯防止のために就労させるということが目的でございます。

パンフレットのほうはその辺にしたいと思いますが、新しい事業者機構の役員名簿もありますが、これには、いろんな労働団体の長等が関わっております。それから、更生保護団体の長の方々も関わっておりますし、また、大学の教授の方々も関わっております、今、22 名の役員で構成されております。

3 ページをお開き願いたいと思います。平成 28 年度、昨年 4 月から今年の 3 月までどのくらいの者がこの就労支援を受けて、立ち直っていったんだろうかということで、全てが立ち直ったわけではありませんが、ほぼ 90% の者が就労しております。就労しなかった者は自分で探した、もしくは、東京以外の親元に帰ってしまった。そういうことがあって、私どものほうに来た者の 9 割が就労をしております。やはりここは若者を中心としたものが重要でございますから、年代別で一応分けてみました。12 歳から 19 歳が 8 人で、3.6%。それから、20 歳から 29 歳が 23 人で、10.3%。それから、30 歳から 39 歳が 18.7% ということでございまして、数としては、少年は成人に比べて大変低いというのが現状でございます。というのは、40 歳から 64 歳までを見ますと、26.8% と 31.2%、合せて 58%、約 6 割がこの年代の者が就労支援になっているということがお分かりかなと思います。しかしながら、まだまだ若い人たちも私どものほうに就労支援を求めてくる者がおります。

それでは、次のページをお開き願いたいと思います。これは一つの事例として挙げました。というのは、私どもの仕事はどんな仕事をしているんだろうかということをご理解いただくためのものですが、随分とはしょってありますので、ちょっと詳しく説明をしたいと思います。

これは、対象者は男の子で 19 歳でございました。傷害でございまして、ここに非行概要がありますが、以前交際していた女性に対して、暴行をして傷害を与えたということでございます。この子は大変知能指数は高く 3 桁あります。ただ、この少年は今回、私どものほうに世話になる前に、二度ほど少年院に入っております。一つ目は、ここに書いてありますけれども、最初は、小学校の卒業までは問題行動はなかったんですが、中学校に入りましてから万引き等の非行がありまして、中学校の 2 年生ぐらいから現金とかカードを盗んで、家出中に保護されて、窃盗等で少年院に入っております。それから、中学 3 年になりましてからも、同じようなことを繰り返して、中卒後にすぐに少年院に入っております。そして、今回 3 度目ということでございまして、今年の 4 月に仮退院をしてきたわけでございますけれども、仮退院する前のことが大変重要でございます。これまでは仮退院、もしくは刑務所を仮出所してから就労支援が始まるのが多かったわけでございますけれども、この少年については、やはり二度の少年院経験ということで、大変問題が多いであろうということで、少年院在院中から就労支援の働きかけを行っております。

今年の 4 月に東京保護観察所のほうからこの者の支援をお願いしたいということで受理をしまして、当方から少年院に対して、色んな要望をしております。本人の職種の希望条件でありますとか、少年院での活動状況等を照会し、それを受けております。本人は、当初は、希望職としてはとび職、造園業、そして、なおかつ実家から通勤可能なところをお願いをしたいというような希望を持っておりました。しかしながら、この者は二度ほどてんかんの発作をしておりまして、建設業は向かないのではなかろうかということがございました。そういうことがございまして、そのところは随分気を使ったわけでございますが、今年に入りまして、4 月の入院中に私どもの就労支援員が就労支援計画書というものを作成をいたしました。

方針としましては、先ほど言いました、てんかんがあるので、とび職とか造園職、これは高所作業が多いわけでございますので、これはちょっともう一度、適否について検討しましょうということが一つ目。もう一つは、本人の希望だけではなくて、保護者の意向も勘案して、家族間で意見の相違がないように調整しましょう、これが二つ目でございます。それから、もう一つは、もう 19 歳になっておりましたので、少年に対して、今後の資格、免許などの取得を含めまして、中長期的な視点から生活設計を立てましょうということでやったわけでございます。

それで、まずは、仮退院後、早期に本人と保護者と面接をしまして、本人の希望や保護者の意見等を聞いた上で、総合勘案して、協力雇用主を選択いたしました。それで、本人が希望するところであり、いわゆる家から通えるところというところで、協力雇用主のところを当たりましたところ、引き受けていただきました。そして、本人もそこであればいいということでございまして、そこに通うことになったわけでございます。そして、支援員が同行をしまして、面接を受けておりましたけれども、その際に、会社のほうも、それから少年のほうも大変良かったんでしょ。すぐに決まったということで、その後は支援員において、色々助言・指導したわけでございます。働き始めまして、その後、定着するまでは私どもの仕事というふうに思っておりますから、本人に対して助言、励まし等を行っていったわけでございます。今現在も一生懸命働いているという状況でございます。

これは一つの事例でございまして、上手くいった事例の一つでございますけれども、今回の事例としましては、就労支援終了までに本人に対する働きかけ、それから、会社の社長に対して、いろいろな情報を得て、支障がないかどうかということの色んなところで働きかけをしたわけでございます。幸いにも、本人にもやる気が出て、それから両親にも理解を得てということでございます。

所感のところにもございますけれども、今回うまくいった最大の要因といたしますと、それは3回目の少年院入院でありましたけれども、本人の努力もありました。それから、実父がこれまでとちょっと考えを変えまして、本人の意見を受け入れようというような気持ちを持つようになったわけでございます。それから雇用主の理解、入院中から就労支援を行ったこと、これまではそれがなかったんですね。今回は入院中から就労支援を行って、ほぼこういう仕事だなということがわかったので、あらかじめ私どものほうで就労先を決めていて、そこを紹介したこと。それで一発で決まったということが大きな要因ではなかろうかなというふうに思っております。

大分時間がたちましたけれども、コレワークというのができました。これは皆さんご承知かもしれませんが、東日本と西日本に一つずつできまして、全国の刑務所に入っている者がいわゆるどういう資格を持っているか、どういう仕事をしたいのかということ全部把握して、東京矯正管区の中のコレワークで管理しています。それから、大阪矯正管区の中に西日本のコレワークがございまして、そこで全ての刑務所の受刑者の把握をしております。ですから、今現在、協力雇用主は直接そのコレワークに電話しますと、名前は言えません

けれども、こことこことここにこういう人がいますよということをお知らせしてくれます。

そういう意味では、随分良くなったというふうな感じがします。やはり受刑中もしくは少年院入院中に、出てきてからの仕事を決めるということが大事だなというふうに思いました。やはり立ち直っていくためには、住居と、それから仕事、これが一番大事であるというふうに私も思っておりましたので、これが出来た理由というふうに考えております。

そんなことで、事例を紹介して、私どもの事業といたしましょうか、そういうものをご理解いただければありがたいというふうに思っております。

それから、最後に、今現在は、更生保護だけではなくて、昔の名称が東京都更生保護就労支援事業者機構という名前だったんですが、更生保護を外しました。というのは、更生保護だけではなくて、非行、犯罪者全てについて受け入れましょう。それから、もう一つ、他とは違ったところは、犯罪被害者、例えば自分の親が誰かに殺されたという場合に、子供さんたちが就労先がないと困るであろうということで、そういう場合にも、こちらは受け入れをするということでございます。それから、もう一つは、元暴力団員、これまではなかなか就労支援が出来なかったんですが、これについてもやっていきたいと思いますということで、2年前に私どもの定款を変えまして、そういうふうな形にしたところでございます。

ちょっと舌足らずなところもございますが、どうぞご理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

○古賀部会長 ありがとうございます。

今までどちらかという、少年院もそうですけれども、技能訓練をして、それを使って就職をというお話だったんですね。だけど、今のお話のように、切れ目なく、マッチングを図っていかうということで、こういう動きというのはやはり近年、非常に強くなっているのかなと思います。また、重要だろうとも思います。先ほどもお話がありましたが、ハローワークと、それから更生保護のいろんな矯正関係のところというのは国直轄ですよ。これはやはり国にとって根幹になる問題。やはり治安と雇用というのは、一体的に非常に強い力が働くところですから、逆に言うと、それを具体化するという点で、区市町村は非常に重要な役割があるというふうに改めて思いました。

ということで、今まで山元先生、それから村上さん、それに副島さん、杉本さんからもいろいろお話いただきましたが、時間的に若干、限られてはおりますが、差し当たって何かご質問、ご意見があったら、この段階で。また、次回にもこういった場は持てますが、い

かがでございましょうか。

どうでしょうか。何かありませんでしょうか。

この業界はある分野の人たちはよく知っているんですが、一般的にはあまり知られていないところがあるのかなと。例えば、せんだってNHKか何かでいろんな更生の支援の施設、福岡の施設例をやっていたんですけど、そういうのを学生に見せたりすると、一体これって何なのという、つまり、非行を犯した人をその後助ける施設って、一体何の意味なのというふうな話になってしまったりするんですね。ですから、一般の方にとっては、更生保護施設などは非常に分かりにくくなってしまっているかもしれません。

ですから、先ほどの情報の提供とか具体的な資源を色んな形で作り出していくというときに、まず、この仕組みのところをみんなで理解するという必要性があるというふうに思いますし、それから、先ほど名前を変えられて、機能を広げたというお話が村上委員からありましたけど、そういったようなことも非常に重要ですね。今まで非常に狭いところをやるように名称がついているので、それ以外やれないみたいな感じになってきたということもあるので、ここを改善しながら、どこのところでも共有して使える資源を増やしていこうとやっていると思います。

そういう点でいうと、今まで非行少年の更生というものについて、各組織のお話がずっと出ているように、ばらばらにやっていたものをネットワーク化する、あるいは、組織そのものにネットワーク機能を持たせるということですね。こういう「ネットワーク組織」と、我々の業界ではよく言いますが、組織そのものがもうネットワークとしてなければ意味がないんだという、ちょうどかつてパソコンをみんなで単体でいっぱい買っていた時代に、パソコンに機能をいっぱい増やそうと思ったけど、もう意味がなくて、ネットワークで繋げば、共有して色んなことが出来ちゃうというのと同じように、もう組織そのものをネットワーク組織に変えていかないとやれないことがいっぱい出てきているんじゃないかなというふうに思いながら、お聞きしていました。

特に、個別なそれぞれの人にとって必要な社会資源というのは、かなりそれぞれ異なるという前提に立つと、やっぱりいろんな支援者が一緒に重なって協力してやっていかないといけないことが多いですし、その意味での情報提供というのは非常に重要です。ですから、行政は、こういう情報の蓄積とか収集をして、支援者の結び付けをより強くしていく作業をしていかなきゃならないでしょうし、これは、例えば、先ほど出てきたケース会議のような場

合は、区市町村のほうがこういったものの音頭をとっていただいて、積極的にやっていただくと、いわゆる組織のネットワーク化ということにみんなが動きやすくなるんじゃないかなと思いますね。

同じように、非行のような場合は、ある時点で非行の更生をこれで終わったというふうに切ってしまうと、また何かと色々な悪い方たちがネットワークを別に持っていて、そこへ呼び込むということもありますね。ですから、そういう負のネットワークに組み込まれないためにも、やはり支援において、保護司会の皆さんの組織を強くするとか、更生保護サポートセンターの力を強くするとか、あるいは、先ほどの就労のための協力雇用主ですかね、そういった方々の援助を強くするとか、こういうことをしていかないと、また引き戻されるものもあるかと思いますが、そんなことをお聞きしながら、考えていたところです。

私が勝手に思ったところをお話ししてしまいましたが、このような点を頭に置きながら、いかがでしょうか。きょう、豊島区の大変良い例もありましたから、やはり市区町村でネットワークを具体的につくっていくためのいろいろなあり方について、次回以降もまた検討していけたらなというふうに思いますし、言っただけですけど、東京都だけが頑張ってもどうなるものでもないのかもしれないので、この東京都で考えたことを広げないとだめなんだろうと思いますから。ここも今日は非行の例でしたが、次回、ひきこもりをやって、同じようにまた検討してみたらいかがかなというふうに思います。

それでは、次第のほう、事務局からの連絡というところに行かせていただいてよろしいでしょうか。また、次回、ご意見をたくさんいただきますので。

それでは、事務局から次回のご案内をいただきます。

○重成青少年課長 次回、第3回の若者支援部会につきましては、10月31日（火）の14時から開催したいと思います。次回は、ひきこもりに関する支援の課題などについて検討をしてみたいと思いますが、その議論の前段としまして、本日のご議論の続きをやった後、ひきこもりの話に移るということを考えてございます。どうぞよろしく願いいたします。

○古賀部会長 今日は、非常にご参集がよくて、また、良いお話をたくさん聞かせていただきましたので、また次回も活発なご議論を期待しております。

それでは、どうも今日はありがとうございました。